

事業者の皆様へ

名古屋市住宅都市局

公共建築工事積算基準等の改定について

国土交通省の積算基準改正を受け、名古屋市住宅都市局「公共建築工事積算基準」等を改定しましたので、お知らせいたします。

記

1 改定を行った基準

- ・公共建築工事積算基準（建築工事編）
- ・建築設備工事積算基準

2 改定概要

① 共通費計算方法の改定

国土交通省の積算基準改正を受け、住宅工事を除いた工事の共通費計算方法を改定しました。

② 共通費の積上げ項目の取り扱い

以下の項目について、従来積上げにより積算しておりましたが、①の改定により、共通費率に含まれるようになります。

- ・道路占有料・使用料（建築工事のみ）
- ・石綿含有建材の事前調査費
（分析費用は従来とおり積上げにより積算します。）

3 適用

令和6年3月1日以降に起案する工事に適用します。

【お問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局監理指導課
TEL（052）972－2913